

評価部会から幹事会に検討を依頼された案件の審議について

平成 23 年 4 月 19 日

平成 23 年 4 月 15 日の第 71 回農薬専門調査会幹事会（以下「幹事会」という。）にて、評価第二部会から幹事会に検討を依頼することとなった案件について審議が行われた。その審議結果は以下のとおり。

1. 平成 23 年 2 月 15 日第 6 回評価第二部会より幹事会に検討を依頼した案件

（1）ラットにおける系統の書き方について

これまで、評価書におけるラットの系統については、Wistar ラット、Fisher ラットといった表記を用いてきたところであるが、今回、Wistar ラットの中でも特定の疾病等に感受性の高い亜系統（例えば、Chbb:THOM 系統、CrIGl×BrIHan:WI 系統）を用いた試験結果が提出され、評価書においても系統・亜系統を明示する必要が生じた。

このような場合、例えば Wistar (Chbb:THOM) ラット、Wistar (CrIGl×BrIHan:WI) ラットといった表記とするのか、あるいは Wistar 系 (Chbb:THOM) ラット、Wistar 系 (CrIGl×BrIHan:WI) ラットなど、異なった系統・亜系統を用いたことを明示するために「系」という表現を使用すべきかについて議論がなされた。

その結果、農薬専門調査会評価書での表現を統一するべく、幹事会に検討を依頼することとされた。

（動物関係の専門委員からの意見）

- ・ 「系」を付す方が妥当ではないか。
- ・ 今回の試験が異種交雑によるものであれば、「系」をつけるべきではなく、純系になっているものであれば、命名法に基づいて付された命名を正確に書くべき。

→ この問題提起の背景は、評価がしやすいように情報を明確に記載すべきというものであり、抄録・報告書の記載に忠実に記載すべき。なお、今後取扱いに迷う案件が生じた場合には、別途検討することとしたい。

今回の記載ぶりについても、農薬抄録や報告書を確認し、これらの記載ぶりを評価書に忠実に反映させることとされた。